

アライグマ被害対策研修会

雲仙市では特定外来生物である「アライグマ」による被害を防止するため、外来生物法に基づき、「雲仙市アライグマ防除実施計画」を策定しております。

アライグマの捕獲は箱わなを使用するため、鳥獣保護管理法に基づき、原則として「わな猟免許」保持者でないと捕獲できません。

しかし、市計画に基づき捕獲する場合に限り、市が開催する研修を受講し、従事者として登録を行うことにより、わな猟免許非保持者であってもアライグマの捕獲が可能となります。

平成30年10月に、雲仙市内で初めてアライグマが捕獲されました。以降捕獲頭数は年に1頭程といった状況でしたが、令和6年12月以降、雲仙市内で9頭のアライグマが捕獲されました。

今後は農作物被害だけでなく、住宅に住みつくなど生活被害が発生することも予想されることから、下記のとおり研修会を開催することといたしました。講師は、農林水産省登録の農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーであります、佐賀県杵藤農林事務所藤津農業振興センター 島政勝（しま まさかつ）氏を招いておりますので、多数のご参加をお待ちしております。

1. 「日 時」 : 令和7年3月19日（水）15:00～16:30
（受付：14:30～）
2. 「場 所」 : 吾妻町ふるさと会館1階多目的ホール
（雲仙市吾妻町牛口名537番地1）
3. 「内 容」 : アライグマの生態及び被害対策について（仮）
4. 「講 師」 : 佐賀県杵藤農林事務所藤津農業振興センター
鳥獣被害対策アドバイザー 島 政勝 氏
5. 「受講料」 : 無料

※参加申込の連絡等は不要ですのでお気軽にご参加ください。

※アライグマ捕獲従事者登録を希望される方は、身分証明書（免許証・保険証等）を当日、ご持参ください。



主催：雲仙市有害鳥獣被害防止対策協議会 問い合わせ先：雲仙市農林水産部農林課
電話：0957-47-7828 FAX：0957-38-3205